様式第19号（第18条関係）

〒883-

椎葉村

様

身体障害者福祉法第17条の8第1項

知的障害者福祉法第15条の9第1項

児童福祉法第21条の14第1項

|  |
| --- |
| 　居宅支給決定取消通知書　文書番号年　　月　　日椎葉村長　　　　　　　　の規定により、下記のとおり居宅支給決定を取り消しましたので通知します。　記　 |
|  | 居宅受給者証番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 支給決定障害者（保護者）氏名 |  |  |
| 支給決定取消日 |  | 支給決定に係る児童氏名 |  |  |
| 取消理由 |  |
| 居宅受給者証を椎葉村福祉保健課に返還してください。返還先　　椎葉村福祉保健課　福祉係住所：〒883-1601　椎葉村大字下福良1762―1電話番号：0982―68―7513返還期限　　　　　　年　　月　　日不服の申立てこの決定に不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、椎葉村長に対して異議申立てをすることができます。 |